

EU の炭素国境調整メカニズム (CBAM) 規則の解説

上野 貴弘

電力中央研究所 社会経済研究所

2023年5月22日

要約：

2023年5月17日、欧州連合(EU)において、炭素国境調整メカニズム(CBAM)を創設する規則が発効した。CBAMは、欧州排出量取引制度(EU ETS)の強化に伴う炭素リーケージ(※海外への排出流出)を防止するために、対象部門の輸入品に対して、炭素コストを課す仕組みである。本稿は、CBAM規則の内容を整理した上で、今回の制度設計から示唆されること及び日本への示唆を検討した。

CBAMは世界初の炭素国境調整であり、EU内外に与えるインパクトが大きいことから、激変緩和、世界貿易機関(WTO)のルールとの整合性、他国への配慮といった観点から慎重に設計されている。このことは、例えば、段階的にCBAMを導入しEU ETSの無償割当を削減する、輸出還付を行わない、間接排出の適用範囲を限定する、移行期間を設定するといった点に表れている。また、欧州委員会に委任された多数の事項に関するルールメイキングが今後も継続することになっており、その中でも、炭素コストを課す体化排出量(embedded emissions)の計算方法に関する実施規則が、CBAMの負担額を左右するため、特に重要になる。

日本にとっては、今回選ばれた対象製品(鉄鋼、アルミニウム、肥料(アンモニアを含む)、セメント、水素)のEUへの輸出量は非常に小さく、当面、直接的な影響はほとんどない。しかし、欧州委員会が、2024年末までに今回対象となった製品の川下製品(たとえば、鋼材を用いる自動車・自動車部品・産業機械)への適用拡大を、2025年末までに有機化合物・ポリマー(プラスチックを含む)への適用拡大を検討することになっており、検討結果を踏まえて適用拡大を立法する場合、日本からEUへの主要輸出品の大半がCBAMの対象となる。

また、CBAM規則は、「原産国で実効的(effectively)に支払った炭素価格分」を輸入品に課す炭素コストから差し引くことを認めており、その炭素価格は「税・課金・料金または温室効果ガス排出量取引制度の下での排出枠」とし、還付・補償等を受けた分は差し引きを認めないとしている。日本が導入する予定の「炭素賦課金」は課金に該当し、減免・還付分以外の実際に支払った分については、差し引きが認められると考えられる。他方、「GX-ETS」は目標未達分のみ、カーボン・クレジット等の購入を求める方式であり、全排出量に対する排出枠の納付を求めるEU ETS型の排出量取引とは、炭素価格を支払う排出量の範囲が異なっている。そのため、EU ETSの無償割当の削減が進み、EUの事業者が炭素価格を支払う排出量の範囲が拡大して、最終的には全排出量がその対象となるなかで、日本からの輸出品に対する差し引きがクレジット等の購入分に限定され、実排出量からクレジット分を引いた排出量に対して、CBAM証書の納付義務が課される可能性がある。

免責事項

本ディスカッションペーパー中、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所又はその他機関の見解を示すものではない。

Disclaimer

The views expressed in this paper are solely those of the author(s), and do not necessarily reflect the views of CRIEPI or other organizations.

EUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）規則 の解説

電力中央研究所 社会経済研究所

上席研究員 上野 貴弘

2023年5月22日

背景と目的

背景

2021年7月14日、欧州委員会は2030年目標（1990年比55%以上削減）を達成するための政策パッケージである“Fit for 55”を発表し、その際、“Fit for 55”の一部として、炭素国境調整メカニズム（carbon border adjustment mechanism: CBAM）の規則（Regulation）案を提示した。CBAMは、欧州排出量取引制度（EU ETS）の強化に伴う炭素リーケージ（※海外への排出流出）を防止するために、対象部門の輸入品に対して、炭素コストを課す仕組みである。

欧州議会、理事会、欧州委員会の3者協議を経て、2022年12月13日に欧州議会と理事会の間で、欧州委員会の規則案に対する修正の合意が成立した。2023年4月18日には欧州議会が修正案を採択し、4月25日に理事会も採択した。規則第36条に従い、官報（Official Journal of the European Union）への掲載日（5月16日）の翌日（5月17日）に、CBAM規則は発効した。

目的

2023年5月17日に発効した[CBAM規則](#)（Regulation (EU) 2023/956）の内容を整理し、示唆を検討する。

構成

1. 制度設計の骨格部分の整理

炭素国境調整の基本的な原理を説明した上で、CBAMの基礎的な設計を「主要な9つの設計要素」及び「既存の炭素リーケージ防止措置の見直し」に沿って整理する。

2. 制度設計の詳細部分の整理

骨格部分で取り上げなかった詳細部分を整理する。

3. 前文の主な記載内容

前文はそれ自体には法的拘束力はないが、制度の趣旨や制度設計の意図が説明されており、そのうち重要な部分を抽出して整理する。

4. まとめ

日本への示唆等を検討する。

※訳語の選択について

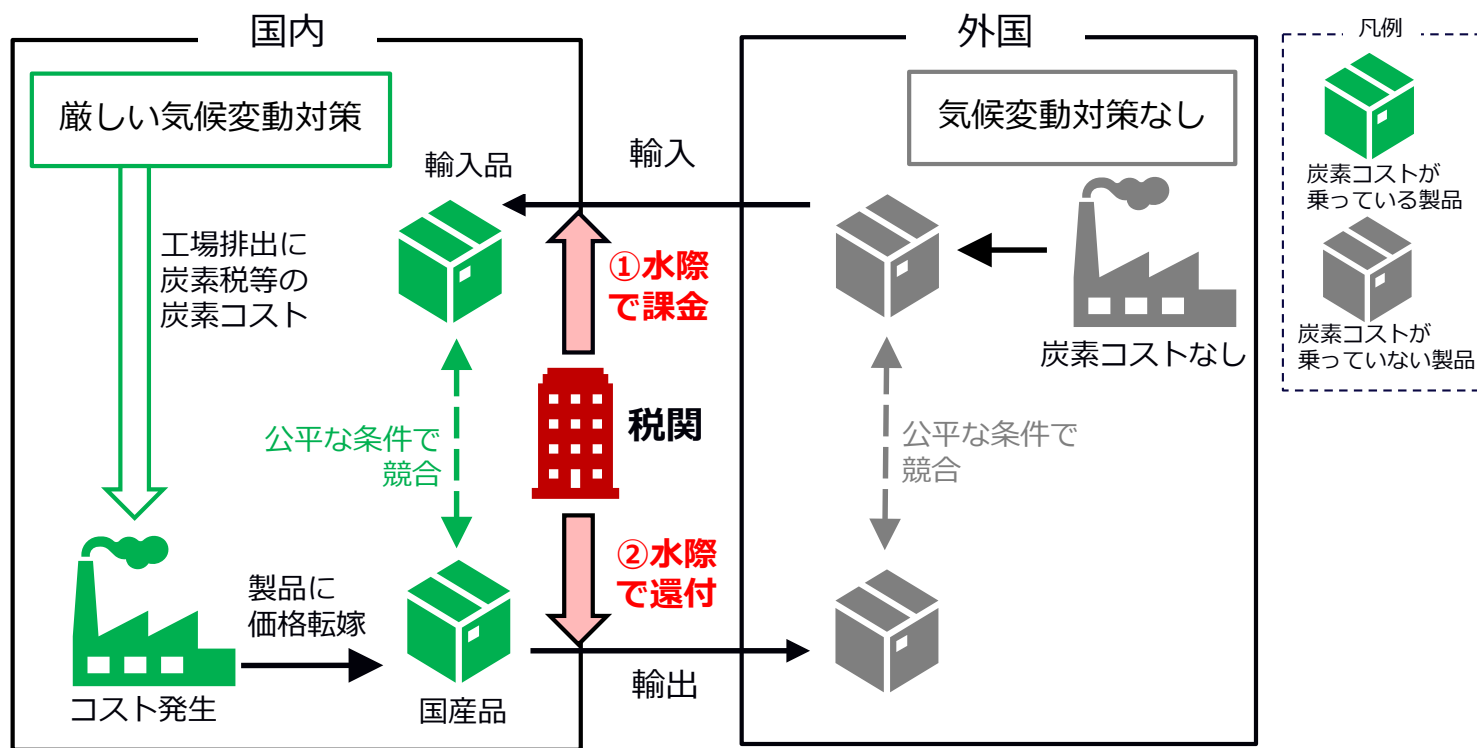
CBAM規則は、CBAMの対象を“goods”と表現している。“goods”の訳語は通常「財」や「商品」であるものの、CBAMの場合は工業的に生産される財が対象となることや炭素国境調整の議論では「製品」という言葉の使用例がこれまで多かったことから、本資料では「製品」と訳す。

1. 制度設計の骨格部分の整理

炭素国境調整による炭素リーケージの防止

炭素コストを課せられている自国製品が、課せられていない他国製品よりも競争上、不利になれば、自国での生産が減り、他国での生産が増え、それに伴い炭素の排出も他国に流出する。他国の生産量当たりの排出量が高ければ、自国の排出は減っても、世界全体では排出が増加する（「炭素リーケージ」）。

⇒「①対策が不十分な国からの輸入品に対し、水際で炭素課金」を行い、「②自国からの輸出品に対して水際で還付」を行う。これにより、公平な競争条件を保ち、炭素リーケージを抑止する。



炭素国境調整の制度設計要素と設計の選択肢

炭素国境調整の導入に当たっては、主として、以下の9つの制度設計要素について、選択肢の中から選ぶ必要がある。

制度設計要素	設計の選択肢の幅
①調整対象とする貿易の範囲	輸入のみ／輸出のみ／両者の組み合わせ
②調整対象とする自国の政策	明示的炭素価格のみ／暗示的炭素価格も含める
③輸入課金の対象国	全ての国／後発開発途上国等を除外
④対象セクター	炭素コストが影響しやすい素材・エネルギーに限定／幅広く設定
⑤製品排出量の範囲	スコープ1のみ／スコープ1&2／それよりも広く
⑥工場排出量の製品排出量への転換方法	重量比例で按分／価格比例で按分／製造プロセスを分解して按分
⑦調整時に適用する排出量	個別の製品排出量／ 個別の製品排出量＋データが得られない場合のベンチマーク（※自国の炭素非効率製品の排出量など）／ ベンチマークの一律適用＋ベンチマークを下回る場合の自己申告
⑧適用する価格 ※原産国の炭素コスト分の考慮	原則としては国内コストと同水準 ※有（明示的価格のみ）／有（暗示的価格も含む）／無
⑨政府収入の用途	国内で使用／途上国支援に充当

EU CBAMにおける選択

CBAM規則では、表中に赤色で示した選択肢の設計となっている。

制度設計要素	設計の選択肢
①調整対象とする貿易の範囲	輸入のみ／輸出のみ／両者の組み合わせ
②調整対象とする自国の政策	明示的炭素価格のみ／暗示的炭素価格も含める
③輸入課金の対象国	全ての国／後発開発途上国等を除外
④対象セクター	炭素コストが影響しやすい素材・エネルギーに限定／幅広く設定
⑤製品排出量の範囲	スコープ1のみ／スコープ1&2（一部製品のみ）／それよりも広く
⑥工場排出量の製品排出量への転換方法	重量比例で按分／価格比例で按分、製造プロセスを分解して按分 ※規則では定めず、欧州委員会が定める実施規則で決定
⑦調整時に適用する排出量	個別の製品排出量／ 個別の製品排出量＋データが得られない場合のベンチマーク（※自国の炭素非効率製品の排出量など）／ ベンチマークの一律適用＋ベンチマークを下回る場合の自己申告
⑧適用する価格 ※原産国の炭素コスト分の考慮	原則としては国内コストと同水準 ※有（明示的価格のみ）／有（暗示的価格も含む）／無
⑨政府収入の用途	国内で使用／途上国支援に充当 ※未定。EU独自財源化を今後検討

※2023年10月1日～2025年12月31日は移行期間で報告義務のみ。本格実施は2026年から

骨格部分の整理

①調整対象とする貿易の範囲

有償の「CBAM証書」を輸入量に応じて納付する義務を課す（第2条1項、第22条1項）
（※輸出リベートの規定は無い）。

欧州委員会は移行期間終了から2年ごとに、CBAMが輸出に伴う炭素リーケージのリスクに実効的に対処しているのかを評価する。リスクが存在すると結論付ける場合、そうすることが適切であるならば、世界貿易機関（WTO）のルールと統合的にそのリスクに対処する立法案を提示する（第30条5項）。

※移行期間（2023～2025年）においては、輸入者に、輸入品の重量、体化排出量、間接排出量、原産国の炭素価格に関する報告義務のみを課す。この期間は、証書の納付義務はない（第35条）（以降、移行期間に関する記載は青色のフォントを使用する）。

②調整対象とする自国の政策

EU ETS。リーケージリスクへの既存の対処手段（特に無償割当）を代替する（第1条）。

③輸入課金の対象国

原則として、全ての国を対象とする。ただし、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタインは適用除外とする。後からEUETSに統合・完全リンクした国を除外できる（第2条1項、同4項、同12項、Annex III）。

※ただし、輸入電力は別扱いとする。「2. 詳細部分の整理」を参照（以降、輸入電力に関する記載は紫色のフォントを使用する）。

骨格部分の整理

④対象セクター

セメント、電力、肥料（アンモニアを含む）、鉄鋼、アルミニウム、水素。規則の Annex Iにおいて、CNコード（※EUの関税品目分類）に従って指定する（第2条1項, Annex I）。

欧州委員会は、移行期間終了時（2025年末）までに、CBAMの対象に、リーケージリスクがある他の製品（特に有機化合物、ポリマー）、Annex Iに含まれる製品の輸送に伴う排出、輸送サービス、Annex Iに含まれる製品へのインプットとなる物質（前駆体）を含める可能性を評価する。同時に、Annex Iに含める製品を特定するための基準と、製品を徐々に対象に追加するための2030年までの行程表（timetable）も提示する（第30条2項）。

欧州委員会は、移行期間終了の1年前（2024年末）までに、今回対象となった製品を使用したバリューチェーン川下製品のうち、CBAMへの追加を検討すべきものを特定する（第30条3項）。

貨物あたりの価値が製品ごとに設定された無視できる価値を超えない場合、CBAMを適用しない（第2条3項）。

骨格部分の整理

⑤製品排出量の範囲

体化排出量（embedded emissions）を「直接排出＋間接排出」と定義する（第3条(22)）。

- 「直接排出」を「対象製品の生産プロセスから生じる排出量であり、生産過程で消費される温冷熱の生産（※生産場所を問わない）に伴う排出を含むもの」と定義する（第3条(21)）。
- 「間接排出」を「対象製品の生産プロセスで消費される電力の発電に伴う排出（※消費される電力の発電の場所を問わない）」と定義する（第3条(34)）。

※これらの定義で使用される「生産プロセス（production processes）」は「施設（an installation）で対象製品を生産する際に行われる化学的・物理的プロセス」と定義され（第3条(26)）、「施設」は「生産プロセスが実行される固定技術ユニット（a stationary technical unit）」と定義される（第3条(30)）。

ただし、対象製品のうち、Annex IIに含まれるもの（鉄鋼*、アルミニウム、水素）は直接排出分のみを調整対象とする（第7条1項）。加盟国による間接排出コストの補償が行われているためである。EU ETS指令、特に間接費用の補償措置が将来改正された際には、CBAMのスコープに反映すべきとされている（前文(19)）。

（*「凝結させた鉄鉱（精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く）」のみ間接排出も対象）

欧州委員会は移行期間終了時まで、Annex IIに含まれる製品の間接排出にもCBAMを適用する可能性を評価する（第30条2項）。

⑥工場排出量の製品排出量への転換方法（※同一工場で複数製品を生産する場合）

CBAM規則には含まれていない。欧州委員会が実施規則で決定する（第7条7項）。

骨格部分の整理

⑦調整時に適用する排出量

直接排出については、実排出量を用いる。ただし、実排出量が適切に決定されていない場合はデフォルト値を用いる（※各輸出国の製品別の平均排出原単位＋比例的に設計されたマークアップ分の上乗せ。輸出国の信用できるデータが無い場合、EU ETS対象施設の下位X%の平均排出原単位。X%は実施規則で決定）（第7条2項、Annex IVの4.1）。

間接排出については、EUの電力系統の平均原単位、原産国の電力系統の平均原単位、原産国の限界電源の原単位のいずれかに基づくデフォルト値を用いる。第三国が信頼できるデータに基づいて、当該第三国の平均的な電力ミックスの排出係数または限界電源の排出係数がデフォルト値を下回ると立証する場合には、この平均排出係数に基づく代替的なデフォルト値を使用する。輸入品の生産施設と発電所との間の「直接的な技術的リンク」を証明できる場合、または第三国に所在する発電事業者と電力購入契約を結んでいる場合には、実排出量を使用可能とする（第7条4項、Annex IVの4.3及び6）。

※輸入電力は別扱いとする。「2. 詳細部分の整理」を参照

客観的に正当化される場合、特定地域・特定国に対し、利用されているエネルギー源や産業プロセスといった排出量に影響する個別の客観的要因を考慮し、デフォルト値を調整する（第7条7項）。

域内同業工場がEU ETSの下で受け取る無償割当分を、納付しなければならないCBAM証書の量から差し引く（第31条1項）。その計算方法は欧州委員会が実施規則で定め、その際、EU ETSの無償割当に適用される原則を参照する（第32条2項）。

→無償割当の段階的な削減（※14頁参照）に合わせ、輸入品に課すCBAMの負担を段階的に増加させる。

骨格部分の整理

⑧適用する価格

CBAM証書の価格はEU ETSと連動とさせる（※オークションプラットフォームにおけるEU ETS排出枠の前週平均終値）。証書は随時購入可能とする（第21条1項、同2項）。

罰金はEU ETSと同様とする（※超過排出量1トンに対して100ユーロ）。罰金支払い後も証書納付義務は免除されない（第26条1項、同3項）。

納付するCBAM証書の量について、原産国で支払われた炭素価格分（炭素排出削減スキームにおける、税・課金・料金または温室効果ガス排出量取引制度の下での排出枠）に応じて、控除を主張できる。控除は原産国で実効的（effectively）に支払われた炭素価格に限定し、その際、原産国で受けた還付・補償等を考慮する（第9条1項、第3条(29)）。カーボンプライシングメカニズムを考慮するための合意を第三国と締結できる（第2条12項）。

⑨政府収入の使途

CBAM規則では明確には提示されていない。加盟国がCBAM証書を販売すると定められており、加盟国に収入が発生するが、その使途についての規定はない。

ただし、前文に、途上国（特に後発開発途上国）への支援との関係で、CBAMの収入に基づくEU独自財源を検討するとの記載がある（前文(74)）。欧州委員会は移行期間の終了時まで途上国、特に後発開発途上国からの輸入に与える影響とテクニカルな支援の効果を評価する。また、2年ごとに後発開発途上国への影響を評価する（第30条2項、同6項）。

既存のリーケージ防止措置の見直し

① **EU ETSにおける無償割当の削減**（CBAM規則ではなく、EU ETS指令改正の中に以下の記載）
 CBAM規則のAnnex Iに掲載されている製品の「生産（production）」について、CBAM規則の発効から2025年までは無償割当を現行通り実行する（CBAM補正係数100%）。2026年には無償割当を2.5%減（CBAM補正係数97.5%）、その後は段階的に削減のペースを引き上げていき、2027年に5%減（同95%）、2028年に10%減（同90%）、2029年に22.5%減（同77.5%）、2030年に48.5%減（同51.5%）、2031年に61%減（同39%）、2032年に73.5%減（同26.5%）、2033年に86%減（同14%）として、2034年以降は無償割当をゼロとする（図）。

減らされた無償割当分はオークションにかけられ、その収益はイノベーション基金に充当。その際、CBAM対象部門のプロジェクトに、減らされた無償枠の金銭価値の大部分を充当することを目指し、（無償枠の削減が本格化する）2027年までに当該部門を対象とする提案募集を開始することを可能とする。

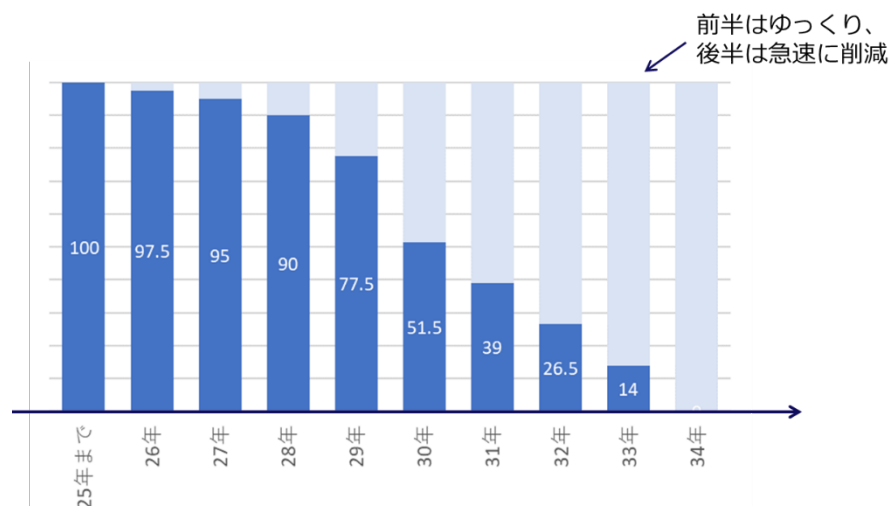


図 CBAM対象部門に対する無償割当削減のイメージ

既存のリーケージ防止措置の見直し

※Annex Iに掲載されている製品の「生産」の対象範囲

CBAMは製品を対象とし、CNコード（※EUの関税品目分類）で指定する。鉄鋼（CNコード72）が対象となっているが、これは「製品としての鉄鋼」がCBAMの対象となることを意味し、「鉄鋼を材料として用いた製品」については、Annex Iに掲載されているもののみが対象となる。たとえば、Annex Iに掲載されているねじ等（CNコード7318）は対象となるが、非掲載の乗用車（CNコード8703）は鉄鋼を材料としているもののCBAMの対象にはならない。

他方、無償割当の削減は、Annex Iに掲載された製品の「生産」が対象となる。鉄鋼については、Annex Iで「鉄鋼」が2桁のCNコード（72）で幅広く指定されており、その生産全体が無償割当削減の対象となる。つまり、自動車用鋼板（※CNコード7211（鉄又は非合金鋼のフラットロール製品）に分類）の生産についても無償割当を削減する。

したがって、同じCNコードでも「製品」でみるか「生産」で見るかで範囲が大きく異なる。その結果として、域内産自動車に使用される鋼板には炭素コストがかかるが、輸入車に使用される鋼板にはCBAMが適用されないことになる。

既存のリーケージ防止措置の見直し

② 電力価格に転嫁された間接排出コストを補償する財政措置

現行のルールでは、2030年まで継続する。ただし、無償割当との重複にならないよう配慮しなければならない。それ以降については決まっていない。

※無償割当はEUの共通ルール（ベンチマーク）に基づいて決められているのに対して、財政措置については加盟国ごとに、EU全体の国家補助ガイドラインに基づいて補償を行っている。今回の改正では、国家補助ガイドラインの見直しは提案されていない。

2. 制度設計の詳細部分の整理

管轄当局と認可CBAM申告者

管轄当局 (competent authorities)

各加盟国は本規則の機能と責務を実施する管轄当局を指名し、欧州委員会に伝達する（第11条1項）。

認可CBAM申告者 (authorized CBAM declarants)

認可CBAM申告者のみが、CBAM対象製品 (goods) を輸入できる（第4条）（※“goods”は付属書Iに掲げられた財（第3条(1)））。

加盟国で設立された輸入者 (any importer established in a Member State) は、対象製品の輸入に先立ち、認可CBAM申告者の地位を申請しなければならない。輸入者が間接的通関代理人 (indirect custom representative) を指名し、その代理人が認可CBAM申告者となることに同意している場合、その代理人が申請する（第5条1項）。輸入者が加盟国で設立されていない場合も、間接的通関代理人が申請する（第5条2項）。申請はCBAM登録簿上で実施する（第5条3項）。

管轄当局は、(a)申告に先立つ5年間に関税法、課税規則、本規則とその委任規則・実施規則等の重大な違反または繰り返しの違反がないこと、(b)本規則の義務を満たす財務的及び実務的能力があること、(c)申請書を提出した加盟国で創設されていること等を満たす申請者を認可する（第17条1項、同2項）。認可CBAM申告者の地位は、全ての加盟国に認知される。管轄当局は認可に先立ち、他の加盟国及び欧州委員会と、15営業日を超えない範囲で、CBAM登録簿上で協議する（第17条1項）。認可CBAM申告者の地位を付与する決定をCBAM登録簿上に登録する（第17条4項）。

申請者が申請年に先立つ2会計年度に満たない期間しか存在しない場合、管轄当局は保証金の提供を求める。保証金は、認可CBAM申告者が納付すべきCBAM証書の総価値と同額とする（第17条5項）。

管轄当局と認可CBAM申告者

CBAM証書 (CBAM certificates) と認可CBAM申告者のCBAM証書納付義務

認可CBAM申告者は毎年5月31日までに（初回は2026年分を2027年の同日までに）前暦年の申告排出量に相当する量のCBAM証書を納付しなければならない。欧州委員会はその証書をCBAM登録簿から除去 (remove) する。認可CBAM申告者は必要量の証書をCBAM登録簿の口座に揃える（第22条1項）。さらに、各四半期末に、当該暦年に輸入した製品の体化排出量の少なくとも80%分をCBAM登録簿の口座に揃える（第22条2項）。

CBAM申告 (CBAM declaration)

認可CBAM申告者は、毎年5月31日までに（初回は2026年分を2027年の同日までに）、前暦年を対象とするCBAM申告 (CBAM declaration) を、CBAM登録簿を使用して提出しなければならない。CBAM申告には、①前暦年の輸入量、②輸入品の全体化排出量 (total embedded emissions)、③全体化排出量に相当するCBAM証書の総量（※原産国の炭素価格分及びEU ETSの無償割当分を差し引いたもの）等を含めなければならない（第6条1項、同2項）。

CBAM登録簿 (CBAM registry)

欧州委員会は、認可CBAM申告者のCBAM証書に関するデータを含むデータベースとして、認可CBAM申告者に関するCBAM登録簿を創設する（第14条1項）。

CBAM登録簿上の別個のセクションに、第三国の事業者・施設に関する情報を含める（第14条3項）。欧州委員会は毎年、Annex IIに掲げる各製品について、輸入品の体化排出量の総量を公表する（第14条5項）。

CBAM証書

CBAM証書の販売

加盟国は、CBAM証書を、共通の中央プラットフォーム上で、自国で創設された認可CBAM申告者に販売する。欧州委員会は、共通の中央プラットフォームを創設・管理し、欧州委員会と加盟国の共同調達手続きに従う。CBAM証書の販売、買戻し、無効化に関する共通の中央プラットフォーム上の情報を毎営業日の終了時にCBAM登録簿に移転する（第20条1項、同2項、同3項）。

CBAM証書の価格（EU ETSの価格変動への対応）

欧州委員会がオークションプラットフォームにおけるEU ETS排出枠の前週平均終値を計算し、翌週の第1営業日に公表する。その価格を翌日から翌週の第1営業日まで適用する（第21条1項、同2項）。
※認可CBAM申告者は期限（各四半期末及び毎年5月末）までに必要な量を揃えればよく、どの時期に証書を買ってもよい。

CBAM証書の買戻しと無効化

認可CBAM申告者が要請した場合、加盟国はCBAM登録簿の当該申告者の口座にあるCBAM証書の超過分（※証書納付後に残っている分）を買い戻し。その際、欧州委員会が共通の中央プラットフォーム上で買戻しを代行する。認可CBAM申告者は買戻しの要請を毎年6月30日までに提出しなければならない（第23条1項）。

買い戻される証書の総量は、認可CBAM申告者が前暦年に購入した証書総量の3分の1までに限定する。当該証書の購入価格で買戻す（第23条2項、同3項）。

欧州委員会は、毎年7月1日に、前々暦年に購入され、認可CBAM申告者の口座に残ったままとなっている証書を無効化する。無効化に対する補償は行わない（第24条）。

体化排出量

体化排出量の検証（verification）と第三国施設の登録

認可CBAM申告者は、CBAM申告において、申告する全体化排出量に対して、検証者による検証を受けなければならない（第8条1項）。

ただし、第三国の施設（installations）を操業する事業者（operator）が製品の体化排出量を決定し、検証者による検証を受けた上で、CBAM登録簿に登録された場合には、認可CBAM申告者はその値を第8条の義務達成に用いることができる。登録は5年間有効とする（第10条、第8条2項）。

原産国における炭素価格分の控除

納付するCBAM証書の量について、原産国で支払われた炭素価格分（炭素排出削減スキームにおける、税・課金・料金または温室効果ガス排出量取引制度の下での排出枠）に応じて、控除を主張できる。控除は原産国で実効的（effectively）に支払われた炭素価格に限定し、その際、原産国で受けた還付・補償等を考慮する。控除量の計算方法は欧州委員会が実施規則で設定する（第9条1項、同4項）。

認可CBAM申告者は、申告された体化排出量に原産国で炭素価格が適用されていることを証明する文書を保管しなければならない。文書に含まれている情報について、申告者及び原産国の当局から独立している人（a person）による認証を受けなければならない（第9条2項）。

再輸出加工手続きによる加工製品を輸入する場合

再輸出加工手続き（inward processing procedure、関税や他の課金等が免除される）の下で、Annex Iに掲載されている製品を使用した加工製品（processed product）を再輸出した後に、再びEUに輸入する場合、その加工製品がAnnex Iに掲載されていなくても、CBAMを適用する。体化排出量は、再輸出加工手続きを適用したAnnex I掲載製品の体化排出量とする（第2条1項、第6条3項）。

再輸入加工手続きによる加工製品を輸入する場合

再輸入加工手続き（outward processing procedure）を適用した加工製品がAnnex Iに含まれる場合、その体化排出量はEU域外での生産プロセスに起因する排出量に限定する（第6条4項）。

輸入電力の扱い

輸入課金の対象国

第三国の電力市場がEU域内の電力市場と統合されていて、輸入電力へのCBAM適用の技術的解決策がない場合、欧州委員会が以下の条件を満たすと評価する限りにおいて、CBAMの適用を免除する（第2条7項）。

- (a) 当該国が電力分野のEU法（再エネ開発の立法を含む）を適用する義務を負うことについてEUと合意
- (b) 当該国の国内立法によって、EUの電力市場立法の主要規定（再エネ開発と電力市場のカップリングを含む）を実施
- (c) 当該国が下記(d)及び(e)を実施するための措置に関するロードマップを欧州委員会に提出
- (d) 当該国が2050年までの気候中立にコミットし、長期戦略を提出し、国内法においてその約束を実施
- (e) 当該国が(c)に掲げたロードマップの実施にあたり、国内立法を気候変動分野のEU法と整合させるべく、設定した期限を守り、大きな前進を示していること（少なくとも発電に対しては、EUと同程度のカーボンプライシングを課していることを含む）。EU ETSと同等の価格水準の電力に対する排出量取引制度を、遅くとも2030年1月1日までには実施
- (f) 上記(a)～(e)を満たさない形での他の第三国を経由した間接的な電力輸出を防止するための実効的なシステムを導入

これらの条件を満たす第三国はAnnex IIIのpoint 2に列挙される。これらの国々は2025年7月1日及び2027年12月31日までに、(a)から(f)の条件を満たしていることに関する報告を提出し、欧州委員会は2025年12月31日及び2028年7月1日までにその評価を行わなければならない（第2条8項）。

欧州委員会が条件を満たしていないと判断した場合、当該国が脱炭素と反する取り組みを行っている場合（たとえば、550 gCO₂/kWh以上の発電所建設への公的支援）、または欧州委員会がEUへの電力輸出の増加によって当該国の発電の排出原単位が5%以上増加したとの証拠を得た場合、Annex IIIのpoint 2から除外する（第2条9項）。

輸入電力の扱い

調整時に適用する排出量

デフォルト値（欧州委員会が使用可能な最善のデータに基づく第三国、第三国群、または第三国内の地域におけるCO₂排出係数。ただし、この係数を決定できない場合、EUのCO₂排出係数）、または一定の要件（下記(a)～(e)）を満たす場合には実排出量を用いる（第7条3項、Annex IVの4.2及び5）。

認可CBAM申告者は以下の条件を全て満たす場合、デフォルト値ではなく、実排出量を使用できる。

- (a) 実体化排出量を適用する電力量について、認可CBAM申告者と第三国の発電事業者の間で電力購入契約を締結
- (b) 電源がEUの系統に直接接続しているか、輸出時点において電源とEUの送電網の間に物理的な系統混雑が無いこと
- (c) 発電施設の化石燃料起源の排出原単位が550gCO₂/kWhを超えないこと
- (d) 実体化排出量を用いる電力量に対して、原産国・仕向国・（関係する場合には）経路上の各国の全ての責任ある系統運用者による連系線容量が確実に割り当てられていること。割り当てられた容量と施設による発電は、1時間以下の時間枠で同時でなければならない
- (e) 上記の要件を満たしていることについて、検証者による認証を受けること。少なくとも1か月ごとに検証者に報告しなければならない

電力購入契約に基づく累積電力量とそれに対応する実体化排出量は、当該国の排出係数の計算、または製品の間接排出量の計算のために用いられるCO₂排出係数の計算から除外する。

迂回の回避、罰金

迂回行為 (circumvention)

迂回行為は、たとえば、当該製品がAnnex IIに掲載されていないCNコードに分類されるように微小に改変する行為や、CBAMの対象外となるように出荷物を小さな貨物に意図的に分割する行為等を指す（※一般的には「対象製品の貿易パターンの変化が、本規則の義務の全部または一部の回避以外には十分な理由または経済的な正当性を有さない慣行・プロセス・作業に起因している状況」を指す）（第27条2項）。

欧州委員会は迂回行為を特定するべく、EUレベルで状況の監視を実施する。その際、市民団体の報告も活用する（第27条3項）。加盟国または迂回行為の影響を受ける主体は、欧州委員会に対して、迂回行為を通知できる。環境団体等の直接的な影響を受けない団体も、迂回行為の具体的証拠を見つけた場合、欧州委員会に通知できる（第27条4項）。欧州委員会は、通知が一定の要件を満たすか、委員会自身がその必要があると決定した場合に、通知された迂回行為の調査を開始する。調査は通知から9か月以内に終了しなければならない（第27条5項）。

欧州委員会は迂回が生じていると信じるに足る理由がある場合、関連する微小に改変された製品を本規則の対象に含めるdelegated actを採択できる（第27条6項）。

罰金 (penalties)

毎年5月31日までに前暦年の輸入品の体化排出量に相当する量のCBAM証書を納めなかった場合、罰金を科す。罰金額はEU ETSと同様とする（第26条1項）。罰金支払い後も、滞納したCBAM証書の納付義務は残存する（第26条3項）。

認可CBAM申告者以外の主体が本規則の義務を遵守することなく、対象製品をEUに持ち込んだ場合、罰金を科す。第26条1項の罰金の3倍から5倍とする（第26条2項）。

移行期間の報告義務

移行期間（transitional period）

2023年10月1日から2025年12月31日までの間の移行期間においては、輸入者に報告義務のみを適用する（第32条）。

対象製品の輸入者は、輸入が行われた四半期について、CBAMレポートを欧州委員会に提出しなければならない（第35条1項）。CBAMレポートは、①製品のタイプごとの総量（原産国の施設別）、②体化された実排出量の総量、③間接排出量の総量、④体化排出量に対する原産国の炭素価格を含むものとする（第35条2項）。

加盟国の管轄当局は、CBAMレポートを提出しない輸入者や必要な修正を行わない輸入者に対して、実効的、比例的かつ抑止的（effective, proportionate and dissuasive）な罰金を科す（第35条5項）。

欧州委員会への委任事項

委任規則 (delegated acts) の策定

- 第2条10項 (Annex III, point 2からの削除)
- 第2条11項 (Annex IIIのpoint 1またはpoint 2の改正)
- 第18条3項 (検証者の認定等)
- 第20条6項 (CBAM証書の販売と買戻しのタイミング、管理、その他の側面)
- 第27条6項 (迂回回避のために微小に改変された製品を追加するためのAnnex Iの改正)

実施規則 (implementing acts) の策定

- 第2条2項 (大陸棚または排他的経済水域上の人工島や着床・浮体施設に持ち込まれた製品に対するCBAMの適用)
- 第5条8項 (申告者の標準申請フォーマット等)
- 第6条6項 (CBAM申告の標準フォーマット・手続き等)
- 第7条6項 (Annex IVの計算方法の詳細ルール (生産プロセスと関連する前駆体物質のシステム境界、排出係数、実排出量の施設別の値、デフォルト値、これらの個別製品への適用、単純製品と複雑製品の区別、実排出量が適切に決定されない状況の特定等))
- 第8条3項 (検証の原則、検証者の現場訪問義務の適用除外の可能性等)
- 第9条4項 (原産国の年平均炭素価格から納付すべきCBAM証書の控除量を計算する方法等)
- 第14条6項 (CBAM登録簿のインフラと具体的プロセス等)
- 第17条11項 (認可CBAM申告者の認可基準の適用等)
- 第18条1項 (有資格の検証者について)
- 第21条3項 (CBAM証書の平均価格計算方法等)
- 第25条6項 (税関当局から管轄当局への情報提供)
- 第31条2項 (EU ETSの無償割当分を差し引く際の計算方法)
- 第35条6項 (移行期間の報告内容、体化された排出量及び間接排出量の計算方法等)

CBAM規則の条文構成

前文

第I章 主題、対象範囲、定義

第1条 (主題)

第2条 (対象範囲)

第3条 (定義)

第II章 認可CBAM申告者の義務と権利

第4条 (製品の輸入)

第5条 (認可申請)

第6条 (CBAM申告)

第7条 (体化排出の計算)

第8条 (体化排出の検証)

第9条 (第三国で支払われた炭素価格)

第10条 (第三国における事業者と施設の登録)

第III章 管轄当局 (competent authorities)

第11条 (管轄当局)

第12条 (委員会)

第13条 (職業上の機密保持と情報開示)

第14条 (CBAM登録簿)

第15条 (リスク分析)

第16条 (CBAM登録簿の口座)

第17条 (認可)

第18条 (検証者の認定)

第19条 (CBAM申告のレビュー)

第IV章 CBAM証書

第20条 (CBAM証書の販売)

第21条 (CBAM証書の価格)

第22条 (CBAM証書の納付)

第23条 (CBAM証書の買戻し)

第24条 (CBAM証書の取り消し)

第V章 製品輸入に適用されるルール

第25条 (製品輸入に適用されるルール)

第VI章 執行

第26条 (罰金)

第27条 (迂回)

第VII章 委任の行使と委員会手続き

第28条 委任の行使

第29i条 委員会手続き

第VIII章 報告と見直し

第30条 欧州委員会による報告と見直し

第IX章 EU ETSの無償割当との調整

第31条 EU ETSにおける無償割当とCBAM証書納付義務

※2023年10月1日より適用。ただし、

- 第5条、第10条、第14条、第16条及び第17条は2024年12月31日から適用
- 第2条2項、第4条、第6条～第9条、第15条、第19条、第20条1項・3項・4項・5項、第21条～第27条及び第31条は2026年1月1日から適用

CBAM規則の条文構成

第X章 移行期間の規定

第32条 移行期間のスコープ

第33条 製品の輸入

第34条 特定の通関手続きに対する報告義務

第35条 報告義務

第XI章 最終規定

第36条 発効

Annex I (製品と温室効果ガスのリスト)

Annex II (直接排出のみを対象とする製品のリスト)

Annex III (第2条の目的における本規則の対象外となる国・地域)

Annex IV (第7条のための体化排出の計算方法)

Annex IV (第7条5項のための体化排出の計算に使用されたデータの保管要件)

Annex V (第8条のための検証原則と検証報告の内容)

3. 前文の主な記載内容

CBAMと既存のリーケージリスク対処手段の関係

既存のリーケージリスク対処手段は「過渡的な無償割当」と「電力価格に転嫁された間接排出コストを補償する財政措置」である。無償割当は全量オークションと比べて、価格シグナルを弱めている（前文(11)）。

CBAMは輸入品と国産品に同等のカーボンプライシングを行うことで、既存手段を代替することを企図するものである。CBAMを徐々に導入し、CBAMの対象部門への無償割当を徐々に削減する。無償割当とCBAMの組み合わせによって、EU製品が輸入品に対して有利に扱われることにはならない（前文(12)）。

電力価格を通じて転嫁されている間接排出コストを補償する財政措置が取られている製品については、当面、間接排出を計算しない。（中略）将来、EU ETS指令、特に間接費用の補償措置が見直された際には、CBAMの適用範囲に適切に反映する（前文(19)）。

対象製品選択の考え方

EU ETSでカバーされている基礎的な素材・製品を考慮したが、絞り込む際に以下の基準を考慮した（前文(31)）。

- ①排出量の観点からのセクターの関連度（そのセクターが最大規模のGHG排出者の一つであるかどうか）
- ②カーボンリーケージの重大なリスクに晒されているセクターであること
- ③ GHG排出量の観点から広い製品範囲をカバーすると同時に、複雑さや管理上の手間を抑えること

その結果として、以下のように選択した。

- 上記①の基準に従って選択されるのは、**鉄鋼、石油精製、セメント、アルミニウム、有機化学、水素、肥料**である（前文(32)）。
- ただし、**有機化学はこの時点では除外する**。輸入品の体化排出量を現時点では明確には決定できないという技術的制限があるためである（※EU ETSで適用されているベンチマークは基礎的なパラメーターで設定されており、体化排出量の計算にはより多くのデータと分析が必要である）（前文(34)）。
- **石油精製も除外する**。ガソリンや灯油といった個別の製品にGHG排出量を明確に切り分けることができないという技術的な制限があるためである（前文(35)）。
- **アルミニウムは対象とする**。カーボンリーケージに晒されており、一部の用途では鉄鋼と競合しているためである（前文(36)）。
- **水素輸入**は本規則の採択時点では小さいが、Fit for 55で再エネ水素の利用を促進することから、状況は変わる見込みである。産業全体の脱炭素化のために、再エネ水素の需要は増加し、その結果として、水素を前駆体物質とする川下製品の製造プロセスが統合型ではなくなる。水素をCBAMに含めることは水素の脱炭素化促進の適切な手段となる（前文(37)）。
- **（鉄を用いる）いくつかの製品**を追加する。これらの体化排出量は小さいが、除外すると迂回が発生する恐れがあるためである（※除外すると、川上製品を減らして、川下製品の輸入が増えるという迂回が発生する）（前文(38)）。
- **鉄スクラップ（ferrous scrap）、一部のフェロアロイ（ferro-alloys）及び特定の肥料**は当面除外する。意味のある排出量ではないためである（前文(39)）。
- **輸入電力は対象とする**。電力部門は欧州の排出量の30%を占める。気候変動の野心を上げる際にEU域内と域外の電力生産コストの差分が増大し、近隣国から石炭火力発電所由来の電力が流入し、カーボンリーケージが増大する（前文(40)）。

EU ETSとCBAMの共通項と相違点

共通項

同一の部門・製品に体化されたGHG排出に価格付けを行うという共通の目的を有する（前文(20)）。罰金額も共通である（前文(26)）。

相違点

EU ETSはキャップ&トレードであるのに対し、CBAMは輸入に数量上限を設けない。EU ETSは域内施設に適用されるのに対し、CBAMは輸入製品に適用する（前文(21)）。

CBAMは、価格設定、取引可否、証書の有効期間等の点でEU ETSとは異なっているが、リーケージ防止手段としての実効性を担保し、事業者や行政への過度な負担とならないようにするため、EU ETSの下で事業者に与えられている柔軟性と同等の柔軟性を担保している（前文(22)）。

- CBAMはEU ETSの入札週平均価格を用いるが、これはEU ETSの価格変動を反映し、輸入者が価格変化のマーヅンを活用できるようにしつつ、行政当局にとって管理可能なシステムとするためである（前文(23)）。また、認可CBAM申告者が価格変動から受益できるようにするために、CBAM証書を購入から一定の期間、有効とすべきである（前文(50)）。
- CBAM証書数に上限を設けることができない中で、輸入者が証書を繰り越し、取引できるようになると、証書価格はEU ETS価格を反映するものではなくなる。そのため、CBAM証書の取引と将来への繰り越しは制限されなければならない。その代わりとして、超過購入分の当局による買戻しを一定程度、入れている（前文(24)）。
- CBAMは施設ではなく輸入製品に適用されることから、一定程度の簡素化が必要である。申告システム（a declarative system）はそのためのものである（前文(25)）。

第三国との対話・協力、専門家との協議

第三国との対話・協力

第三国との対話を継続し、措置の実施中（特に移行期間中）にCBAMの詳細に関連して協力・解決する余地を持つべきである（前文(70)）。

欧州委員会は、CBAMの個別要素の実施に関して対話と協力の可能性を追求するため、本規則によって貿易上の影響を受ける第三国とエンゲージすべきである。さらに、第三国のカーボンプライシングメカニズムを考慮するための合意を追求すべきである。EUは途上国と後発開発途上国にテクニカルな支援を提供すべきである（前文(71)）。

全ての国で野心的な気候政策の実施を促進し、世界的な炭素価格設定枠組みへの道を開くために、カーボンプライシングまたは他の同等の手段を有する国のフォーラム（「気候クラブ」）を設立すべきである（前文(72)）。

EU予算を通じて、後発開発途上国の緩和と適応（製造業の脱炭素化と転換に向けた努力を含む）に対する資金支援を継続することが望ましい（前文(73)）。

CBAMはよりクリーンな生産プロセスを奨励することを目的としているため、EUは低所得国・中所得国の製造業脱炭素化に向けて協働し、支援することにコミットしている。特に後発開発途上国に対して、本規則による義務に適応できるように支援を継続すべきである（前文(74)）。

専門家との協議

欧州委員会がその準備作業において、専門家レベルを含めた適切な協議を行うことが特に重要である（前文(77)）。

4. まとめ

CBAMの設計から読み取れること

慎重な制度設計

CBAMは世界初の炭素国境調整であり、EU内外に与えるインパクトは大きい。それゆえに激変緩和、世界貿易機関（WTO）のルールとの整合性、他国への配慮といった観点から慎重に設計されている。このことは、例えば、段階的にCBAMを導入し、EU ETSの無償割当を削減する（※12頁及び14頁参照）、輸出還付を行わない（※9頁参照）、間接排出の適用範囲を限定する（※11頁参照）、移行期間を設定する（※25頁参照）といった点に表れている。

制度設計は今後も継続

欧州委員会に委任された多数の事項に関するルールメイキングが継続（※26頁参照）。特に、体化排出量の計算方法に関する実施規則がCBAMの負担額を左右するため、重要である。

さらに、欧州委員会が、2024年末から2025年末にかけて、①鉄鋼・アルミニウム・水素の間接排出を今後含めるかどうか、②今回対象となった製品の川下製品（たとえば鉄鋼を材料とする自動車）を含めるかどうか、③今回対象とならなかった有機化学・ポリマー（プラスチックを含む）を含めるかどうかの評価を報告することになっており（※10～11頁参照）、その結果次第では、制度の適用範囲が大幅に拡張する。

CBAMの設計から読み取れること

輸出還付を行わない理由

WTOのルールに違反するおそれがあるためと考えられる。欧州議会が2022年6月に承認した規則案の修正案には、EU ETSの無償割当を輸出品の生産分のみ残すという実質的な輸出還付が含まれていたものの、理事会との協議を経て成立した合意には含まれなかった。

EU ETSとの設計上の差異とWTOルールとの整合性

EU ETSとCBAMの設計は、部分的には共通点があるが、根本的には異なっている（※32頁参照）。EUは関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第20条（一般的例外）等を用いて、CBAMを正当化するものと予想される中、域内に適用されるEU ETSとの設計上の差異があることが、第20条の要件（※「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないこと」）との関係でどのように見なされるのかが争点になるものと予想される。

※CBAMとWTOルールの関係については、例えば、川瀬（2022）を参照

日本への示唆

日本からEUへの輸出に与える影響

今回選ばれた対象製品（鉄鋼、アルミニウム、肥料（アンモニアを含む）、セメント、水素）のEUへの輸出量は極めて小さく、当面、直接的な影響はほとんどない。

しかし、欧州委員会が、2024年末までに今回対象となった製品の川下製品（たとえば鋼材を用いる自動車・自動車部品・産業機械（原動機、建設用・鉱山用機械、ポンプ等））への適用拡大を、2025年末までに有機化合物・ポリマー（プラスチックを含む）への適用拡大を検討することになっており（※10頁参照）、検討結果を踏まえて、適用拡大を立法する場合、日本からEUへの主要輸出品の大半がCBAMの対象となる（※次頁参照）。そうなった場合、これらの輸出の体化排出量をEUが定める方法で計算し、第三者の検証を受け、CBAM証書の納付という形で炭素コストを負担することになる。影響が大きいことから、適用拡大の動向を注視する必要がある。

対EU主要輸出品の推移(年ベース)

順位	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
	79,851 億円 +5.3%	79,817 億円 ▲0.0%	86,569 億円 +8.5%	92,092 億円 +6.4%	89,553 億円 ▲2.8%	64,603 億円 ▲14.6%	76,681 億円 +21.4%
1	自動車 12,407 億円 +17.9% (15.5%)	自動車 12,494 億円 +0.7% (15.7%)	自動車 13,104 億円 +4.9% (15.1%)	自動車 13,779 億円 +5.2% (15.0%)	自動車 15,889 億円 +15.3% (17.7%)	自動車 9,415 億円 ▲27.1% (14.6%)	自動車 9,037 億円 ▲1.9% (11.8%)
2	自動車の部分品 4,251 億円 +17.0% (5.3%)	自動車の部分品 4,658 億円 +9.6% (5.8%)	自動車の部分品 5,140 億円 +10.3% (5.9%)	自動車の部分品 5,336 億円 +3.8% (5.8%)	自動車の部分品 5,310 億円 ▲0.5% (5.9%)	自動車の部分品 3,923 億円 ▲18.4% (6.1%)	自動車の部分品 4,527 億円 +16.6% (5.9%)
3	原動機 3,470 億円 +0.8% (4.3%)	原動機 3,522 億円 +1.5% (4.4%)	原動機 3,974 億円 +12.8% (4.6%)	原動機 4,109 億円 +3.4% (4.5%)	原動機 3,825 億円 ▲6.9% (4.3%)	有機化合物 2,594 億円 +4.1% (4.0%)	科学光学機器 3,025 億円 +29.7% (3.9%)
4	電算機類の部分品 2,731 億円 ▲1.4% (3.4%)	電気計測機器 2,595 億円 ▲1.8% (3.3%)	科学光学機器 2,731 億円 +12.2% (3.2%)	電気計測機器 2,908 億円 +9.5% (3.2%)	電気計測機器 2,944 億円 +1.2% (3.3%)	科学光学機器 2,343 億円 ▲11.1% (3.6%)	有機化合物 2,891 億円 +12.2% (3.8%)
5	科学光学機器 2,650 億円 +0.5% (3.3%)	科学光学機器 2,433 億円 ▲8.2% (3.0%)	電気計測機器 2,656 億円 +2.4% (3.1%)	科学光学機器 2,891 億円 +5.9% (3.1%)	科学光学機器 2,797 億円 ▲3.2% (3.1%)	電気計測機器 2,339 億円 ▲15.0% (3.6%)	電気計測機器 2,726 億円 +17.3% (3.6%)
6	電気計測機器 2,644 億円 +4.3% (3.3%)	電算機類の部分品 2,314 億円 ▲15.3% (2.9%)	電算機類の部分品 2,432 億円 +5.1% (2.8%)	有機化合物 2,575 億円 +15.3% (2.8%)	有機化合物 2,645 億円 +2.7% (3.0%)	原動機 1,897 億円 ▲31.4% (2.9%)	建設用・鉱山用機械 2,389 億円 +42.3% (3.1%)
7	ポンプ・遠心分離機 2,162 億円 ▲8.4% (2.7%)	ポンプ・遠心分離機 2,049 億円 ▲5.2% (2.6%)	有機化合物 2,233 億円 +21.8% (2.6%)	建設用・鉱山用機械 2,484 億円 +23.6% (2.7%)	建設用・鉱山用機械 2,427 億円 ▲2.3% (2.7%)	電算機類の部分品 1,781 億円 ▲10.3% (2.8%)	原動機 2,330 億円 +27.9% (3.0%)
8	有機化合物 2,056 億円 +4.3% (2.6%)	半導体等電子部品 1,931 億円 ▲3.7% (2.4%)	ポンプ・遠心分離機 2,194 億円 +7.1% (2.5%)	電算機類の部分品 2,354 億円 ▲3.2% (2.6%)	電算機類の部分品 2,032 億円 ▲13.7% (2.3%)	建設用・鉱山用機械 1,691 億円 ▲18.7% (2.6%)	ポンプ・遠心分離機 2,097 億円 +25.1% (2.7%)
9	半導体等電子部品 2,005 億円 ▲7.5% (2.5%)	有機化合物 1,833 億円 ▲10.9% (2.3%)	半導体等電子部品 2,024 億円 +4.8% (2.3%)	ポンプ・遠心分離機 2,186 億円 ▲0.4% (2.4%)	ポンプ・遠心分離機 1,997 億円 ▲8.6% (2.2%)	ポンプ・遠心分離機 1,689 億円 ▲8.3% (2.6%)	プラスチック 2,096 億円 +33.2% (2.7%)
10	建設用・鉱山用機械 1,755 億円 +1.1% (2.2%)	建設用・鉱山用機械 1,657 億円 ▲5.6% (2.1%)	建設用・鉱山用機械 2,010 億円 +21.3% (2.3%)	半導体等電子部品 1,983 億円 ▲2.0% (2.2%)	プラスチック 1,744 億円 ▲7.3% (1.9%)	プラスチック 1,585 億円 ▲1.5% (2.5%)	電算機類の部分品 2,049 億円 +15.3% (2.7%)

(注1) 下段左欄は伸び率、同右欄の()は総額に対する構成比。品目区分は報道発表掲載品目による。

(注2) 金額は各年加盟国ベース、伸び率は前年の加盟国を同数にして算出。

(注3) 上記数値はすべて確定値。

出典：財務省貿易統計

日本への示唆

日本のカーボンプライシングとの関係

CBAM規則は、「原産国で実効的（effectively）に支払った炭素価格分」を輸入品に課す炭素コストから差し引くことを認めており、その炭素価格は「税・課金（levy）・料金または温室効果ガス排出量取引制度の下での排出枠（allowances）」とされている。還付・補償等を受けた分は差し引きを認めない（※21頁参照）。

日本が導入する予定の「炭素賦課金」は課金に該当し、減免・還付分以外の実際に支払った分については、差し引きが認められると考えられる。

他方、「GX-ETS」は目標未達分にのみ、カーボン・クレジット等の購入を求める方式であり、全排出量に対する排出枠の納付を求めるEU ETS型の排出量取引とは、炭素価格を支払う排出量の範囲が異なっている。そのため、EU ETSの無償割当の削減が進み、EUの事業者が炭素価格を支払う排出量の範囲が拡大して、最終的には全排出量がその対象となるなかで、日本からの輸出品に対する差し引きがクレジット等の購入分に限定され、実排出量からクレジット分を引いた量に対して、CBAM証書の納付義務が課される可能性がある。

参考文献

上野貴弘・柳美樹（2021）「[炭素国境調整、欧米が検討ー2023年導入検討のEU案を読み解く](#)」日経ESGウェブ版。

川瀬剛志（2022）「国境税調整とWTOルールーEU CBAM提案を題材に」日本国際問題研究所公開ウェビナー「SDGs時代の貿易と環境～どうなる炭素国境調整措置（CBAM）～」。

[Regulation \(EU\) 2023/956 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 establishing a carbon border adjustment mechanism.](#)